

三次市介護保険福祉用具購入費等の受領委任に関する協定書

三次市（以下「甲」という。）と.....（以下「乙」という。）は、受領委任払となる福祉用具購入費等について、三次市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費等の支給に係る受領委任払に関する要綱の定めに従い、次の事項について確認する。

- 1 乙は、次に掲げる各号の規定を遵守するものとする。
 - (1) 要介護被保険者等から償還払となる福祉用具購入費等の受領について申し出を受けたときは、介護保険被保険者証等により受領の適否を確認するとともに、受領する場合においては、これを履行すること。
 - (2) 当該事務処理に当たっては、必要に応じて介護支援専門員との連絡調整に努めること。
 - (3) 受領委任払による給付に必要な利用者負担の領収書（給付対象経費の負担割合証に示す割合分）及びカタログ等の関係資料を要介護被保険者等に提供すること。
 - (4) サービス提供に当たっては、他の利用者との公平性の確保に努めること。
 - (5) 受領委任に関するすべての事項について第三者に委任しないこと。
 - (6) 受領委任に関して甲から必要な指示があった場合には、甲の指示に従うこと。
 - (7) 要介護被保険者等との間で発生した諸問題については、乙は当事者間で協議のうえ、これを解決すること。
- 2 甲は、受領委任に関して、次に掲げる各号の一に該当していると認めた場

合には、福祉用具購入費等の支払いや受領委任を拒否することができる。

- (1) 受領委任に関して不正な保険請求があった場合
- (2) 受領委任を申し出た要介護被保険者等が、委任することができない者であると判明した場合
- (3) 事業者が受領委任に関して履行できないと判断した場合
- (4) 乙が甲の指示に対して理由もなく従わず、当該事業の目的を達成することが困難と判断した場合

3 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。

年度末30日前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がない場合は、この協定期間はさらに1年間延長されたものとみなし、その後もまた同様とする。

4 この協定書によりがたい事情が生じたとき又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲、乙両者協議して決定する。

この協定の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

年 月 日

甲 三次市十日市中二丁目8番1号

三次市

代表者 三次市長 福岡 誠志 印

乙 所在地

事業者名

代表者 印